

陸軍の階級制度が知りたい！

士官 (将校)	将官	大将	親任官
		中将	勅任官
		少将	
	佐官	大佐	奏任官
		中佐	
		少佐	
	尉官	大尉	
		中尉	
		少尉	
	准士官	准尉	判任官
下士官	曹長		
	軍曹		
	伍長		
兵	兵長		
	上等兵		
	一等兵		
	二等兵		

下士官は、兵からの志願者や適任者から選ばれ、伍長・軍曹・曹長の階級に分かれる。指揮官を補佐し、兵を統率する責任があり、職業軍人として判任官の身分を得る。士官は幹部で、尉官・佐官・将官のランクがあり、士官学校卒業が一般的。士官は高等官で、今日でいうところの「キャリア」である。尉官と佐官は奏任官、少将・中将が勅任官、大将は大臣などと同格の親任官であった。

気になる！



所長
篠田鏢中将



第二科第一班長
伴 繁雄少佐



第二科科长
山田 桜大佐



明治大学平和教育登戸研究所資料館

第14回企画展

日本が戦争に なつたとき

— 一軍拡の時代と秘密戦 —

が

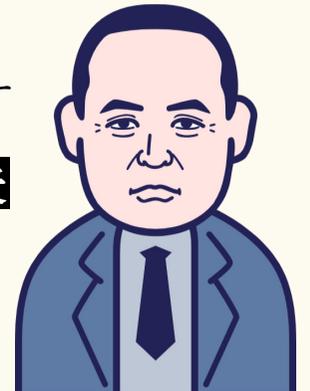
よくわかる

用語集

昭和のフィクサー

見玉誉士夫

(1911-1984)



昭和期の国家主義者。偽札の中国本土での流通ルートの拠点、上海の海軍の御用商社「萬和通商」の社長説がある。同じく上海に「児玉機関」を設立し海軍の戦略物資を調達しており、日中戦争中に巨万の富を築き、戦後はそれを元手に自由党 鳩山一郎のパトロンとなるなど、現役または次期総理大臣候補者を影響下に置き、「昭和のフィクサー（黒幕）」として政治の世界で保守合同の橋渡しをしたりして、現在の自由民主党結党に関与したと言われている。

関東軍

もとは日露戦争で得た租借地「関東州」（遼東半島の先端部の旅順・大連を含む地域で現在の東京都の約1.5倍の面積）と南満州鉄道（鉄道の両幅62mの範囲）の守備を建前に中国に派遣され、勢力圏内では「行政権」と「徴税権」を与えられていた陸軍の軍隊組織。張作霖爆死事件（1928）、満州事変（1931）は関東軍の独走によるものとされており、これらにより関東軍の発言力が強まった。

軍機 保護法

1937年8月14日に改正された軍事上の秘密を守るための法律。例えば軍港、要塞などの軍事施設を故意でなくとも撮影、模写する行為を処罰の対象にすることができた。特に、軍事秘密を探知、収集し、外国に漏らしたとされた場合、最高刑は死刑だった。

国民精神 総動員運動

1937年8月24日に開始された国が主導する国民運動。国民を戦争に協力させるためにラジオや講演会などを通じて戦意高揚を図るとともに、貯蓄の奨励、消費節約など政府の経済政策の実践を国民に呼びかけた。



憲兵

憲兵の役割は本来、軍紀（軍隊の風紀や規律）を取り締まることだったが、これが在郷軍人（平時は民間で働いているが、かつて陸海軍に勤務服役し戦時には必要に召集される予備役、後備役軍人など）のことも対象になった。そのため、憲兵が在郷軍人を取り締まるという目的で民間も監視した。実際には在郷軍人と一般人の線引きは困難で、軍機保護法に関わる場合は一般市民であっても憲兵が取り締まった。その他、スパイの取り締まりも行った。

参謀本部

陸軍の作戦立案の担当組織。



宣戦布告

国際的に「戦争状態である」ということを表明すること。

大本営

大日本国憲法下では、戦時には天皇が軍隊を指揮することを定めていた。そのため、戦時に限り「大本営」を設置し、天皇が陸軍と海軍を率いた。つまり、大本営が設置される＝戦時体制に入っている、ということになる。

天皇の権限 (軍隊における)



天皇は陸海軍を指揮し、軍隊の編制や予算を定めるとなっていた。つまり、作戦や人事を含むことを天皇が全て決める、と定められていた。

天皇機関説

主権は国家にあって天皇にはなく、天皇は国家を代表する最高の機関にすぎないとした学説。



特務機関

中国、満州、シベリアなどで活動した諜報・謀略機関のこと。



特高

特高警察のこと。今でいう公安警察の役割に近く、特に「治安維持法」に関する犯罪を取り締まった。それに伴い民間の「共産主義的」思想も取り締まりの対象とした。



陸軍 中野学校

秘密戦要員養成のための学校。1937年末に陸軍のスパイ養成機関の設置が決定され、翌年3月に「防諜研究所」として発足し、陸軍として初めての秘密戦要員を教育した。これが「後方勤務要員養成所」を経てのちに「陸軍中野学校」となった。卒業生は「ヤマ機関」をはじめ、ソ連、中国、満州など情報を収集する秘密戦戦士として海外の「特務機関」などで活躍した。

臨時軍事費

「臨時軍事費特別会計」を指し、戦費の根幹をなすもの。この設置は、国家財政が、戦時状態に入ったことを意味し、会計も国家予算の一般会計とは別になり、支出項目の内容が詳らかでなくても予算が通りやすく、軍事費を調達するのになり融通が利いた。明治維新以降、「臨時軍事費特別会計」は戦争状態になるたびに設けられ、計4回設置された。

参考文献：

第14回企画展「日本が戦争になったとき—軍拡の時代と秘密戦—」パネル、2023年
氏家康裕「『旧日本軍における文官等の任用について—判任文官を中心に』（防衛省防衛研究所『防衛研究所紀要』第8巻第2号、2006年）
日本国語大辞典（小学館）
吉田裕・森武彦・伊香俊哉・高岡裕之編『アジア・太平洋戦争辞典』（吉川弘文館、2015年）
デジタル版「港区史第5巻 通史編近代」（港区、2022年）